



日置 巴美 (62期) ●Tomomi Hioki

本コーナーでは、一般的な国内法律事務所を飛び出して働く弁護士に、勤務の実態等を紹介していただきます。

日本再興戦略にも掲げられるデータビジネス振興のための環境整備を行うために、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室の参事官補佐を併任して個人情報保護法の改正を担当している。

1 法曹実務家としての“第4の道”へ

“弁護士はしないんですか。” 恐るおそる聞かれることがある。落ちこぼれの受け皿のように受け止めておられる方も少なくない。しかしながら、立法府も行政府もそのようなメンタル、何より能力で立ち行くところではない。

私は、検察志望であったが、任官はかなわなかった。時を同じくして2009年の政権交代が起こり、政策担当秘書という仕事があることを知った。元々の志が、社会の素地を整え、誰もが自らの意思と能力、そして努力によって夢を叶えられる環境を作ることにあつたことから、顧客と向き合い、また各々のライフワークとして社会と向き合う弁護士ではなく、そもそも政策を定め、立法を行う国会議員をサポートする職の方が自分に合っていると考えた。そして、政策担当秘書として再びの政権交代を挟んで3年6か月働くこととなった。

その後、キャリアパス形成の一環として、日本の抱える課題に全方位的に応じる議会ではなく、1つの政策課題に深化して取り組むことができる行政に携わりたいとの考えから、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室の政策企画専門官として働くこととし、現在は

2 政策担当秘書として働くということ

政策担当秘書は、ここでも以前取り上げられているが、国会法に定められる特別職の国家公務員である。健康保険、年金等の制度が整えられ、給与は国から支給を受ける。資格については司法試験合格をもって選考採用審査認定を受けることが必要であり、また実際に稼働するためには国会議員のいずれかに採用されなければならない、選挙等で議員がその地位を失えば、政策担当秘書としての身分を失う。

つまり、働き続けることができるか、そして実際に何をするかは議員の意向に大きく依存する。弁護士登録、国選弁護を含め、弁護士として活動できるかはそれによって決まる。

私は、3人の議員の下で働く機会を得たが、“何でも屋”と名乗れるほど幅広く仕事をした。議員の関心事項や委員会での質問、そして講演やメディア出演のための課題についての調査・資料作成。議員立法の作成にも携わる。また、地元自治体や業界等の政策・予算要望活動のアレンジ (内容を法的に整理し、官庁と折衝するなど)、議員のウェブサイト・広報誌の作成等PR業務から国会見学ツアーの

ガイドまで務めた。

このような職務内容を大まかに分けると、議員の政治活動のサポートと議席を守るための活動が主であったが、両者の境目は曖昧なところがある。

常に、議員の意図を正確に理解し、その関心を意識しながら情報収集や外部への応対をする。スピード感のある、明日には情勢が変わっていることもある政治の場で、議員の考えを形にしていくために大量の情報を的確に処理していくこと、それが議員によって政策の場に表れていくことは単純に面白く、また、詳細を語ることはできないが、実際に活動が政策や法律として形となったものもあり、社会問題が解決するところに携われたことは良い経験であった。

3 任期付で国家公務員として働くということ

官公庁における任期付職員は、専門家として特定の分野についてその任期の間就労する。私の場合は、個人情報保護法を所管する消費者庁において半年程、法解釈、同法についての各省との調整や説明会の講師という現行法の運用を行い、この法律をデータビジネス環境整備のために改正するというので、政府のIT分野全般を担う内閣官房IT総合戦略室において併任者として立法を担当することとなった（本稿掲載時、首尾よく運ばば成立している。）。

この個人情報保護法という法律は、我が国の個人情報保護についての基本法であり、営利・非営利を問わず民間部門の個人情報の取扱いについて定める規制法である。つまり、利害関係者が多岐にわたり、相当のバランス感覚をもってあたらなければ法の適正を保てないところがある。また、データは国境を越えてやり取りされるものであるから、国際整合性という観点も重要となる。

法制定から10余年、これまでに抱える課題を解消しつつ、ITの飛躍的な発展、今も刻々と変化するデータ利活用の環境に対応するために、フルオープン検討会、公式・非公式

を問わず継続したヒアリング、そして法制化作業を1年以上行い、本年3月に閣議決定、法案提出と相成った。ここで、最も法律家らしい仕事は、やはり内閣法制局に日参する法制化作業であろう。政策課題を把握、対応策を定め、それを法律として表していく。他法令との平仄をとりつつ、法的に合理性を追求し、文言の1つ1つを徹底的に詰める。時間的に逼迫した中でもミスが許されるものではなく、慎重を期す。

利害関係者はそれぞれの立場で、時に様々なルートで自らの主張を行う。不合理に感じられるときもあるが、そのそれぞれを、この社会の一端を色濃く映すものとして受け止め、胆力をもって社会の実態を法律に落とし込んでいく。

これらの経験は、法の何たるかを咀嚼したような心持であり、実際に法を運用することにも実感をもってあたることができるようになるのではないかと感じている。

4 立法と行政の現場から得たもの

国の方針やルールを定める立法、運用する行政、そして個別・終局的に問題解決する司法。これらが関連し、絶えず循環することで、変容を続ける社会が機能不全を起こさず存立を続けるのではないかと実体験をもって思うところがある。日本という国の仕組みを内側から見聞し、その一端に携われたこと、そして学んだことは法律家としての基礎を支えるものになっている。今後も、職域にとらわれず、活動の場を広げていきたい。

